

各関係機関の長 様

滋賀県病害虫防除所長

病害虫発生予察情報 (特殊報第 1 号) について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和 2 年度病害虫発生予察特殊報第 1 号

令和 2 年 (2020年) 6 月 11 日
滋 賀 県

1. 病害虫名 ツマジロクサヨトウ *Spodoptera frugiperda* (J.E.Smith)
2. 対象作物 飼料用トウモロコシ、ソルガム、スイートコーンなど
3. 発生地域 近江八幡市
4. 発生経過
 - (1) 近江八幡市に設置したツマジロクサヨトウ用フェロモントラップにおいて、令和 2 年 6 月 2 日、本種と疑われる成虫が捕獲された (写真 1)。農林水産省神戸植物防疫所に同定依頼した結果、本県では未発生のツマジロクサヨトウであることが確認された。なお、県内では現在、農作物における本種幼虫の発生および被害は確認されていない。
 - (2) 本種は、令和元年 7 月 3 日に鹿児島県の飼料用トウモロコシほ場において国内で初めて確認され、その後、西日本を中心に 21 府県で現地ほ場での発生が確認されている。このほか、7 府県でもフェロモントラップにおいて雄成虫が誘殺され、特殊報が発表されている。
5. 形態および生態
 - (1) 成虫は開張約 37mm、雌雄で外観が大きく異なり、雄のみが前翅に淡色斑と白斑を持つ (写真 2)。終齢幼虫は体長約 40mm で、頭部の複眼と前額の境界にみられる逆 Y 字状の模様 (写真 3) および尾部の斑点が特徴である。卵は寄主植物に塊状に産み付けられ、雌の体毛で覆われる。
 - (2) 本種は南北アメリカ大陸の熱帯～亜熱帯原産で、暖地に適応した種である。南北アメリカでは毎年夏季に成虫が移動・分散するが、暖地を除く地域では越冬することはできない。本種の分布地域は、北米～南米、アフリカ (エジプト、サハラ以南)、アジア (インド、中国、台湾、韓国、タイ、ミャンマーなど) である。
 - (3) これまでのところ、国内で発生が確認された農作物はイネ科作物 (飼料用トウモロコシ、スイートコーン、ソルガム、サトウキビ等) である。文献では、イネ科作物の他、アブラナ科 (カブ等)、ウリ科 (キュウリ等)、キク科 (キク等)、ナス科 (トマト、ナス等)、ナデシコ科 (カーネーション)、ヒルガオ科 (サツマイモ等)、マメ科 (ダイズ等) などの広範囲な作物を加害するとされている。
 - (4) 幼虫が植物の葉、茎、花および果実を食害する。若齢幼虫は葉を裏側から集団で加害し、成長すると加害しながら分散する。

6. 防除対策

- (1) 生育初期に幼虫の食害を受けた場合、被害が大きくなると考えられるため、ほ場巡回を行い早期発見に努める。本虫と疑われる幼虫を発見した場合には、速やかに病害虫防除所に連絡する。
- (2) 県は、本虫の発生が確認された場合、植物防疫法第29条第1項に基づく措置を行うこととし、国との協議により、加害が確認された作物ごとに選定した薬剤による散布の指導を行う。
(農林水産省「ツマジロクサヨトウの薬剤防除に使用できる農薬一覧」)
https://www.maff.go.jp/j/syoutan/syokubo/keneki/k_kokunai/tumajiro.html
- (3) 発生が確認されたほ場では、本虫の分散を防ぐため、収穫後は速やかに耕起し、残渣をすき込む。



写真1 フェロモントラップに捕獲された雄成虫（於：近江八幡市）



写真2 成虫（左：雄，右：雌 開長：約37mm）農林水産省HPより



写真3 終齢幼虫（体長：約40mm）農林水産省HPより

滋賀県病害虫防除所

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

滋賀県近江八幡市安土町大中 516

TEL:0748-46-4926・6160

FAX:0748-46-5559

Email:GC70@pref.shiga.lg.jp

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、農薬取締法違反で罰せられます。

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物劇物を販売している方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・水産動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。